（様式２）

和歌山県立新翔高等学校

新型コロナウイルス感染症による出席停止について

学校保健安全法により、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は「発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで」出席停止の扱いとなります。

下記の「新型コロナウイルス感染症罹患申出書」を学校に提出してください。

１　登校について

（１）発症日を０日として、４日目までに症状が軽快した場合、６日目から登校になります。

（２）発症日を０日として、５日目に症状が軽快した場合、７日目から登校になります。

（３）発症日を０日として、６日目以降に症状が軽快した場合、翌々日から登校になります。

２　症状の軽快について

（１）解熱剤を使用せず、熱が下がった後、２４時間経過していること。

（２）咳などの症状が軽快していること。

３　その他

　　　登校可能かどうかの判断に迷われる場合は、医療機関を受診してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・　切り取り線　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

新型コロナウイルス感染症罹患申出書

新翔高等学校長様

　　年　　組　　番　氏名

　この度、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染しているものと診断を受けた、または個人で抗原検査を行い陽性反応が出ましたので、症状の経過報告を申し出いたします。

記

**１**発症日　令和　　　年　　　月　　　日（発症０日目）

２　欠席の理由（該当するものに〇印をつけ、必要事項を記入してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **〇印** | **理由** | **詳細** |
|  | 医療機関で診断を受けた | 診断日：令和　　年　　月　　日医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）医師の指示令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日まで療養期間になります。事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※医療機関の証明は不要です。 |
|  | 個人で抗原検査を行った | 検査日：令和　　　年　　　月　　　日 |

令和　　年　　月　　日

保護者氏名(自署)